

国民健康保険税の 納付が始まります！

国民健康保険税は納期限内に納めましょう

国民健康保険は、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支え合う、助け合いの制度です。

令和5年度の国民健康保険税納税通知書を7月にお送りしますので、内容をご確認いただき、保険税の納付をお願いいたします。納付期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が付きまします。また、期限が切れた納付書では納付できないため、納付書再発行の手続きが必要となりますのでご注意ください。

令和5年度 国民健康保険税の納期限

今年度の納期限は下記のとおりです。納め忘れのないようお願いいたします。

1期 7月31日(月)

2期 8月31日(木)

3期 10月2日(月)

4期 10月31日(火)

5期 11月30日(木)

6期 1月4日(木)

7期 1月31日(水)

8期 2月29日(木)

キャッシュカードのみで口座振替手続きができます！

国民健康保険税の納め忘れがなくなり、翌年度以降も自動的に継続される口座振替がおすすめです。

手続きに必要なもの

- ・身分証
- ・金融機関のキャッシュカード

利用できる金融機関

- ・沖縄銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄海邦銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・JAおきなわ

※納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンでお支払いいただけます。詳しくは【地方税お支払いサイト】で検索！

どうしても納付が困難な時は・・・

納付のご相談や申請によって受けられる減免制度等があります。

非自発的失業者の軽減措置

雇用保険を受給している方で会社の倒産や解雇・雇止めなどにより失業した方は、国民健康保険税を軽減する制度があります。雇用保険受給資格者証の提示が必要です。



収入がなくても申告を！

国民健康保険税は申告等を基に所得の判定を行っています。申告等がない場合、適切な課税がされず、また、軽減・減免等を受けることができません。申告がまだの方は税務課で手続きをお願いします。

- 詳しくは、村ホームページをご覧ください。
- 各種申請などの手続き、納付のご相談は健康保険課へお問い合わせください。



お問い合わせ：健康保険課 国保係 ☎966-1217